

通常国会で成立した 地方関連主な法律の概要

今通常国会で成立した法律のうち、地方に関係の深い三つの法律「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」、「国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律」、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」について、法律の概要及びこれまでの経緯について掲載いたします。

なお、もう一つの地方関連法案「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」については、現在国会で審議中ですので、法案成立後掲載いたします。

全国知事会事務局

子ども手当の支給

一 法律の概要

「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」

◆平成二十二年一月二十九日閣議決定、同日国会提出、三月三十一日公布。四月一日施行。

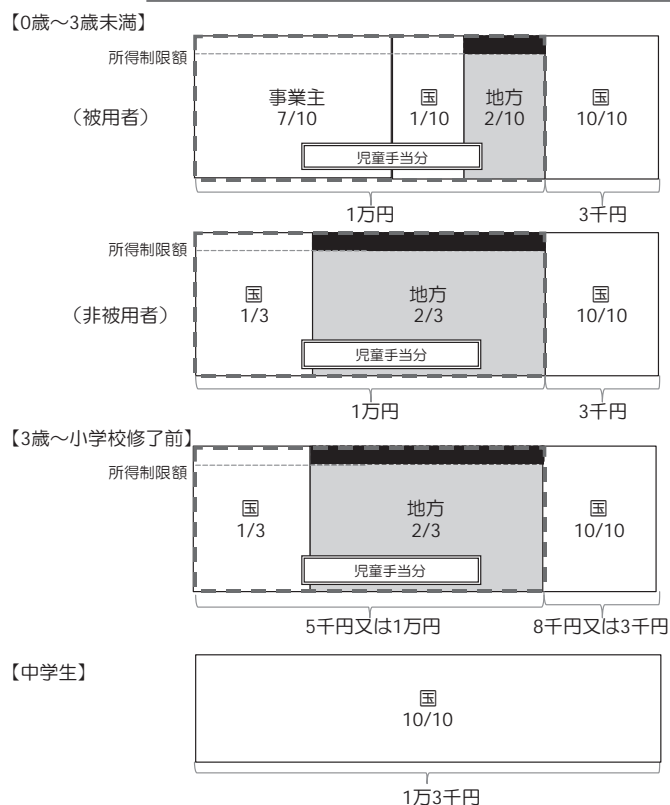
◆主な内容

次代の社会を担う子どもの健全やかな育ちを支援するために、中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母である等の支給要件に該当する方に対し、子ども一人につき月額一万三千円の子ども手当を支給する。所得制限なし。

市長村長が受給資格等について認定する。支払期月は、六月、十月、二月。

子ども手当支給に要する費用は、児童手当相当部分は児童手当法の規定に基づき、国、地方自治体及び事業主が負担し、それ以外の費用については、全額を国が負担する。(図参照)なお、

平成22年度における子ども手当に係る費用負担



所得制限を設けないため、特別給付や所得制限超に係る者については、児童手当(又は小学校修了前特別給付)の費用負担割合を適用。
これに伴う地方負担の増(左記黒色部分については、地方公共団体の実質的な負担とならないよう、別途、新たに地方特別交付金により措置。

公務員に係る子ども手当の支給に要する費用については、全額所属庁が負担する。
現行の児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。
子ども手当について、差押禁止等の受給権の保護や公租公課の禁止を定めるとともに、子ども手当を市町村に寄附することができる仕組みを設ける。

事務負担軽減のため、児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

政府は、児童養護施設に入所している子どももその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(平成二十二年度の措置としては、児童養護施設に入所している子ども等について、子ども手当相当額が行きわたるような支援を、都道府県に設置されている安心子ども基金により実施する。)

政府は、平成二十三年以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

二 子ども手当に関連する主な経緯

政権交代により誕生した民主党、社会民主党、国民新党の三党による連立政権は、マニフェストや三党連立政権合意書に掲げた事業の実現に向けた財源確保のため、前政権下で成立した補正予算の削減を行うこととし、平成二十一年度において小学校就学前三年間に属する子ども一人当たり三万六千円を支給する子育て応援特別手当についても執行停止が検討される状況となった。

これに対して、地方六団体は十月十五日、会長の連名により「『子育て応援特別手当』の執行停止について(緊急声明)」を発表し、既に地方自治体においては、関連予算について議会の議決を経て準備を進めている中、突然かつ一方的に執行を停止することは、地方の実態を軽視し、国と地方の信頼関係を根

底から揺るがすものであり、削減の対象としないよう強く求めた。しかし、国は「より充実した『子ども手当』の創設など、子育て支援策を強力に推進するため」として執行停止を選択した。

さらに、平成二十二年度予算編成に向けては、巨額の費用を要する子ども手当をめぐり、所得制限や対象となる子どもの年齢などとともに、国・地方自治体・事業主の負担の在り方が問題となった。当初は、鳩山総理大臣が記者団に対し、「我々が基本的に考えてきたのは、国が子ども手当を支給すると約束してからです。本来、国が頑張らなければいけない話で、地方に負担をさせるといことは、今の私の頭の中にあるわけではありません」「私どもが少なくとも、いわゆるマニフェストで選挙を戦ったときには、基本的には国費でまかなうとの思いでみんな話をしたはずですよ」と述べるなど、厚生労働大臣とともに国が全額を負担するとの発言をしていたが、予算編成過程において、財源不足から、閣内でも地方自治体や事業主の負担を求めるなどのさまざまな意見が出る状況となった。

全国知事会においては、「全国一律の現金給付は国が、地域の実情に応じたサービス給付は地方が担当するべき」という役割分担の考えの下、十二月八日に会長が「子ども手当の地方負担に反対する緊急声明―地域主権の理念にかなった制度設計を求めよ」を発表し、各都道府県においてもさまざまに形で地方負担に反対する活動が行われた。さらに、十二月十日には地方六団体会長が連名による緊急声明を発表した。

しかしながら、十二月二十三日に明らかになった政府案は、平成二十二年度については、子ども手当

の一部として児童手当を併給するという形で地方自治体と事業主にも費用を負担させ、平成二十三年度については改めて検討するというものであった。

これに対して、地方六団体の会長は同日、連名により「子ども手当の地方負担についての共同声明」を発表し、政権が掲げる地域主権の理念が曖昧なものになったこと、今回の過程で子ども手当を所管する厚生労働大臣から一切協議・説明もなかったことに遺憾の意を表すとともに、平成二十三年以降の制度設計に向けては、国と地方の十分な協議を行い、国が全額負担すべきという地方の主張に沿って役割分担を明確にした制度を実現するよう求めた。

平成二十二年一月十三日には、厚生労働省の主催により「子ども手当等に関する厚生労働大臣・地方六団体会合」が開催された。地方六団体の各会長からは、十二月二十三日の共同声明と同趣旨の主張を述べ、厚生労働大臣からは、一連の経緯についての謝罪と、今回の措置が平成二十二年度限りの暫定であること、平成二十三年以降の制度設計に当たっては地方の意見を十分聞きながら行っていくことなどの発言があった。

一月二十一日に開催された全国知事会議においては、会長からこれらの経過について報告の上、協議を行い、国と地方の役割分担の考え方を中心に据え、国に対して制度設計の協議を求めていくこととなった。

三月十六日に「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」は衆院を通過。衆院では、法案附則に児童養護施設に入所している子どもなど支給対象外の子どもへの支援などを明記する修正が

盛り込まれた。三月二十六日の参院本会議で、民主、社民、国民新の与党三党と公明、共産両党などの賛成多数で可決、成立した。

全国知事会は、平成二十三年以降の子ども手当の制度設計を始め地方が担うべき保育所整備などサービス給付の在り方を検討するため、野呂三重県知事をチームリーダーとする「子ども手当・子育て支援プロジェクトチーム」を設置し、三月三十日に第一回会議を開催、活動を開始した。

直轄事業負担金制度廃止に向けて

一 今通常国会における関係法令の改正

「国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律」

◆二〇一〇年三月二十九日閣議決定、同日国会提出、

二〇一〇年三月三十一日公布。

◆主な内容

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行う

◆現行制度の概要

国が行う道路、河川等に関する事業（直轄事業）について、受益者負担の観点から、都道府県等がその費用の一部を負担

◆見直しの概要

①直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、二〇一〇年度から維持管理負担金を廃止 ※経過措置として、二〇一〇年度に限り、維持管理のうち特定の事業（政令にて整理）に要する費用については、その対象を明確にした上で、都道府県等から負担を徴収

②あわせて、直轄事業負担金の業務取扱費を全廃するとともに、公共事業に係る補助金の事務費も全廃

◆参考（道路法改正に関して）

第五十条第二項で「災害復旧」に要する費用の負担が残る理由として、国は次のとおり説明している。

災害復旧は、道路法第五十条第二項に規定する「維持、修繕その他の管理に要する費用」に含まれるが、計画的に行われる通常の建設、維持管理と異なり、突発的な災害で壊れた施設の原形復旧等を行う特殊な管理行為である。

このような特殊性にかんがみ、その費用負担については、個別法（同法第五十条第二項）の規定にかかわらず、国庫負担法という特別の法律で定められた負担率に基づき、国の事業、地方の事業の両方について、国による手厚い負担（三分の二以上）を前提に、国、地方が相互に負担し合う仕組みが整えられている。

また、今回の維持管理負担金の廃止の議論については、二〇〇九年度地方財政計画ベースで千七百三十五億円を前提に議論してきているが、このような災害復旧事業に係る仕組みにかんがみ、議論には災害復旧の負担金は含まれていない。したがって、法案の立案過程の中で、関係法令

の維持管理負担金の根拠規定の削除に当たっては、災害復旧について、個別法（道路法第五十条第二項）に負担の根拠規定を引き続き残すこととしたものである。

「国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」

◆二〇一〇年三月三十一日閣議決定

◆主な内容

①砂防・砂防設備に対する機能回復工事（一千万円以上）、砂防設備に対する堆積土石の排除工事等

②河川・堤防・護岸等の機能回復工事又は更新（二千万円以上）、ダム・水門・排水機場等の更新（五百万円以上）、ダムの地山の保全工事（一千万円以上）、ポンプ自動車・照明設備等の建設機械の更新

③道路・道路を構成する施設、工作物の災害復旧工事（国庫負担法該当除く）、防雪施設、橋等の施設・工作物の災害防止又は軽減を図るための工事、橋、トンネル、舗装等の施設・工作物の機能回復工事

④公園・速やかに行う必要がある園路の舗装工事、速やかに行う必要がある遊戯施設、管理施設の機能回復工事

二 直轄事業負担金制度改革のこれまでの経緯

国が事業主体として実施する道路、河川整備等の直轄事業について地方負担を求める「直轄事業負担

金制度」は、橋下大阪府知事の発言等もあり、昨年来世間の耳目を集めた。元来この問題は、地方が半世紀にわたりその廃止を求めてきたものでもあったが、この間、その見直しは、遅々として進んでいなかった。しかしながら、不透明な請求の内容について、国の恒久的な庁舎の建設費や職員の退職金等が含まれていることが次々と明らかになり、批判は否が応でも高まることとなった。

全国知事会では、二〇〇九年二月「直轄事業負担金問題プロジェクトチーム」座長・二井山口県知事を立ち上げ、三月に会議を開催し論点整理を行うとともに、直轄事業負担金制度の廃止（特に維持管理負担金の即時廃止）という従来のスタンスを改めて確認した。さらに、四月の知事と国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣との意見交換会等を経て、七月の全国知事会議では、負担金の対象範囲等については二〇〇九年度から見直すこと、維持管理負担金は二〇一〇年度から廃止すべきこと、地方分権の推進の観点に立ち、国による事業は、国土保全や広域的な交通の確保など、本来国が責任を持つべき事業に縮減し、その他の事業は地方に権限と財源を一体的に移譲し、国直轄事業負担金制度は廃止すべきこと等を含めるとする申し合わせを決定し、詳細な情報開示と適正な請求がなされなければ、二〇〇九年度分の負担金の支払いはできないという点で合意した。

この点につき、民主党は、マニフェストにおいて「すべての国直轄事業における負担金制度は廃止」とし、政権交代後、改めて行われた二〇一〇年度予算概算要求では、直轄事業の維持管理費については、地方負担金収入がないものとして要求した。

十一月には、政権交代後初めての知事と国土交通大臣、総務大臣、農林水産副大臣との意見交換会が行われ、その後の折衝、調整の結果、二〇一〇年度は一部経過措置を残すものの、維持管理負担金については全廃する法案を国会に提出することとなり、本年一月二十九日、同趣旨の法案が提出された。

本年一月十五日には、直轄事業負担金に関する四省（総務、財務、国土交通、農林水産）政務官によるワーキングチームから、直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素案）が発表されたが、この中では廃止の明確な時期などが示されなかった。そこで一月二十一日に開催された全国知事会議において、プロジェクトチームリーダーを務める二井山口県知事から、これまでの経緯、国の方針等の報告と今後の取組み方針の確認が行われ、これを受け、同月二十五日には、直轄事業負担金制度廃止に向けた工程表の策定に当たっては具体的な手順等を示し二〇一三年度までの早い時期での廃止を明らかにすること、今夏策定予定の地域主権戦略大綱（仮称）にも明確に示すよう、二井リーダーからのコメントの発出と関係省への申し入れが行われた。

二〇〇九年度の負担金の支払いについては、まず、二〇〇九年五月末までに事業の確定している二〇〇八年度分の負担金に関する詳細な内容の情報開示と説明を求めた。その結果、国庫補助事業では対象になつていない職員の退職金や国の出先事務所等の恒久的な庁舎建設費等が含まれていることが判明した。同年六月、知事会プロジェクトチームでの議論を踏まえ、七月の全国知事会議において、直轄事

業負担金の請求等に関しては、さらなる詳細な情報開示を求めること、また、対象範囲等は「直轄事業の実施に直接要する経費」、「国庫補助事業の取扱と同様の内容」とすることで申し合わせた。その後、協議がなかなか進まなかったが、国の二〇一〇年度予算案が昨年十二月に閣議決定され、職員の退職金や国の出先事務所の恒久的な庁舎建設費は二〇〇九年度から都道府県負担を求めないとの方針が示された。また、二〇一〇年度から直轄事業負担金に係る対象範囲から業務取扱費を除外し、あわせて国庫補助事業に係る事務費補助も同時に全廃されることとなった。

一方、都道府県事業に係る市町村負担金についても、国直轄事業負担金制度の改革の主旨を踏まえ同様に見直すことで昨年七月に申し合わせ、各都道府県において市町村と協議しそれぞれ見直しを進めている。

過疎地域自立促進特別措置法の改正について

一 今通常国会における関係法令の改正

「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」

◆二〇一〇年三月二日衆議院総務委員長により国会提出。同日、衆議院本会議において全会一致で可決、参議院へ送付。

二〇一〇年三月十日参議院本会議において全会一致で可決成立。

二〇一〇年三月十七日公布。

二〇一〇年四月一日施行。

◆ 主な内容

有効期限を二〇一六年三月三十一日まで延長するとともに、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として過疎地域における地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化等の事業の実施に要する経費を追加する等のため所要の改正を行う。

◆ 改正の概要

① 有効期限を二〇一六年三月三十一日に延長。

② 二〇〇五年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加し、現行法の過疎地域に加え、新たに五十八団体を過疎地域として指定。

③ 過疎地域自立促進方針、過疎地域自立促進市町村計画及び過疎地域自立促進都道府県計画の策定に係る義務付けを廃止。

④ 過疎対策事業債の対象となる施設に、認定ことも園、図書館、自然エネルギーを利用するための施設を追加するとともに、小中学校の校舎等について統合要件撤廃。

⑤ 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として市町村計画に定めるもの（基金の積立てを含む）の実施に要する経費について、人

口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定める額の範囲内で、過疎対策事業債の対象とする。

⑥ 国税（所得税・法人税）に係る特別償却を行うことができる事業のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加。

⑦ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうちソフトウェア業を廃止し、新たに情報通信技術利用事業を追加。

二 本改正法に係る経緯

過疎地域の振興対策については、一九七〇年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、十年ごとに更新され、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」まで、四次にわたる特別措置法により総合的な過疎対策事業が実施され、生活環境の整備や産業の振興などに一定の成果を上げていたところである。

しかしながら、過疎地域においては、人口減少と少子・高齢化が急速に進んでいる。さらに、医師等の不足、路線バスの廃止、情報通信格差、鳥獣被害、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化や国土の荒廃が進み、多くの集落が消滅の危機に晒されるなど、極めて深刻な状況に直面しており、総合的な過疎対策の必要性は制定当時と比して、むしろ高まっているとさえ言える。

こうした状況の中、「過疎地域自立促進特別措置法」が二〇〇九年度末をもって失効を迎えることか

ら、全国知事会では、二〇〇七年十月、「過疎対策特別委員会」（委員長・村井長野県知事）を立ち上げ、同年十一月に第一回会議を開催し、時代の要請に合わせた新たな過疎対策が必要であること、国等の動向も踏まえ必要に応じて要請活動等を行っていくことを確認し、翌二〇〇八年六月の第二回会議において、新たな過疎法の制定を求める要望案を取りまとめるに至った。

一方、この間、総務省においても、過疎地域の自立促進に関する総合的かつ基本的な施策の在り方について、学識経験者の意見の交換等を行う「過疎問題懇談会」（座長・宮口何処早稲田大学教育・総合科学学術院長）で、過疎地域の課題の解決に向けた今後の過疎対策の在り方等について精力的に議論がなされた。また、自由民主党の「過疎対策特別委員会」（委員長・山口俊一衆議院議員）による、過疎関係市町村の現地視察、関係市町村長との意見交換が全国で行われる（最終的には二〇〇九年五月までに全国七十七カ所を実施）など、当時の政府・与党内においても、現行過疎法の失効後の過疎対策についての検討が進められた。

さらに、過疎市町村と過疎市町村が所在する四十五都道府県を会員とする「全国過疎地域自立促進連盟」においても、過疎関係市町村に対するアンケート調査を踏まえた「新たな過疎対策法の制定に関する要望」が取りまとめられたほか、都道府県、市町村においても新たな過疎対策法の制定を求める運動が各地で展開された。

以上、現行過疎法の失効期限を控え、二〇〇七年ごろから各方面での動きが活発化したことが、今後の過疎対策における、いわゆるソフト対策の必要性・重

